

取締役会議事録（抄本）

1. 日 時 2026 年 10 月 16 日 午前 10 時 00 分 開会
午前 10 時 30 分 閉会

2. 場 所 株式会社島根銀行 本店4階 役員会議室（オンライン併用）

3. 取締役・監査役の数 取締役 6 名 監査役 4 名

4. 出席取締役 鈴木良夫 長岡一彦 大山浩
野津一人 名越昇
浅枝芳隆（オンライン参加）

以上 6 名

- 出席監査役 片 寄 直 樹 周 藤 智 之 市 川 亨 (オンライン参加)
岡 崎 真由子

以上 4 名

5. 議 長 鈴木良夫取締役が議長となり次のとおり議事を進行した。

- ## 6. 議事

冒頭、議長から、各議案については、取締役会規程第 3 条に基づき、所管部署の部長から提案・説明する旨が述べられた。

〔1〕決議事項

第1号議案 地域金融力の更なる強化に向けた資本増強について

【本議案の決議内容】

- ①C 種優先株式の発行（※1）
- ②定款変更（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数・C 種優先株式の創設等）（※1）
- ③第三者割当契約の締結の承認（※1）
- ④総数引受契約の締結の承認（※1）
- ⑤資本金及び資本準備金の額の減少の決定
- ⑥臨時株主総会及び種類株主総会の基準日設定（基準日公告及び適時開示を含む。）
- ⑦ロスカットの方向性の決定
- ⑧予算計画の見直し
- ⑨中期経営計画（KGI）の見直しの決定及び 2027 年 3 月期通期業績予想の修正
- ⑩役員報酬の減額の決定（※2）
- ⑪適時開示（基準日設定除く）と臨時報告書の提出・開示の決定

議長から、本件議案「地域金融力の更なる強化に向けた資本増強について」の提案者として、総合企画グループ高瀬副部長、三成上席副長、人事財務グループ為国上席次長、営業推進グループ福田副部長が指名された。

【決議内容①：C種優先株式の発行】

【決議内容②：定款変更（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数・C種優先株式の創設等）】

【決議内容③：第三者割当契約の締結の承認】

【決議内容④：総数引受契約の締結の承認】

（※1）なお、本議案のうち、上記決議内容①・②・③・④については、大山専務及び浅枝取締役が特別の利害関係を有する取締役に該当することから、審議及び決議に加わらなかった。

高瀬副部長、為国上席次長より、本議案の上記決議内容①・②・③・④について、資料に沿って以下のとおり説明がなされた。

別紙1記載の発行要項の内容で、第三者割当の方法によりC種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」という。）、C種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更（以下「本定款変更」という。別紙2）を行うこと、2026年12月24日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）に、本定款変更に係る議案及び本第三者割当増資に係る議案を付議すること、同日開催予定の普通株主による種類株主総会、A種優先株主による種類株主総会及びB種優先株主による種類株主総会（以下、本臨時株主総会と併せて「本株主総会等」という。）に本定款変更に係る議案を付議すること並びにC種優先株式の発行に係る第三者割当契約（添付省略）及び総数引受契約（添付省略）を別紙1第6項に規定する割当予定先（以下「割当予定先」という。）との間で締結することについて提案があり、別紙1に基づき、C種優先株式の発行要項について説明がなされた。また、本株主総会等の招集の決定（議案の内容の決定を含む。）は、2026年11月開催予定の取締役会において行う予定である旨の説明がなされた。

また、高瀬副部長より、以下のとおり、本第三者割当増資には資金調達の必要性及び相当性が認められると判断しており（資金調達の必要性及び相当性）、また、本第三者割当増資における払込金額は割当を受ける者に特に有利な金額には当たらないと判断している（有利発行非該当性）が、当該払込金額が特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることとし、本株主総会等においてそれぞれ本定款変更に係る議案が、本臨時株主総会において本第三者割当増資に係る議案が承認されることを条件として、C種優先株式を発行することとしたい旨及び本第三者割当増資における希薄化率が25%以上となり、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は

株主の意思確認手続を要するところ、当該特別決議をもって株主の意思確認を兼ねる予定である旨の説明がなされた。

■資金調達の必要性及び相当性

以下の事項を踏まえると、本第三者割当増資には資金調達の必要性及び相当性が認められると判断している。

1. 資金調達の必要性

(1) 資金調達の目的及び理由

当行は、「その他有価証券の評価損益」への対応という課題を抱える中で、金利の上昇を踏まえた資金運用資産のポートフォリオ再構築による資金運用収益の向上を行う必要があると考え、単体自己資本比率を向上させる方策を講じつつ、中期経営計画の戦略ドメイン「財務の健全化」に掲げる「有価証券評価損の解消」を抜本的かつ当初計画（中期経営計画KGI）よりも前倒しで実行することで、当行の企業価値を一層高めることができると判断し、調達資金の全額をコア資本に算入可能であるという商品性を有しているC種優先株式を第三者割当の方法により発行することが適切であると判断した。

(2) 本第三者割当増資により調達した資金の使途

C種優先株式の発行により調達した差引手取概算額 9,913,200,000 円については、払込期日以降、地元事業先を中心とした事業性貸出金に充当する予定であり、これにより、地域の取引先に円滑な資金供給を行うという地域金融機関としての責務をより一層果たすことができると考える。

(3) 本第三者割当増資による当行の単体自己資本比率の向上

本第三者割当増資による調達資金 100 億円による資本の一段の上積みにより、単体自己資本比率の向上を図ることができる。

2. 資金調達の相当性

(1) 他の資金調達手段との比較における相当性

① 普通株式の発行による資金調達

普通株式の公募又は第三者割当による発行を通じた資金調達は、議決権を有する当行株主構成への影響、さらには希薄化に伴う既存株主の権利等への影響が直ちに生じることに鑑みて適切ではないと判断した。

この点、C種優先株式は一斉取得条項が付されており、発行されるC種優先株式の全部について、下限取得価額である 407 円により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、C種優先株式の最大の希薄化率（本第三者割当増資に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権 83,559 個に対するC種優先株式が下限取得価額 407 円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数 245,700 個の比率）は約 294%となる。

しかしながら、(i) C種優先株式に係る一斉取得日は発行から約 15 年後に設定されており、また、普通株式を対価とする取得請求権は当初 5 年間は行使できないため、普通株式に係る希薄化が直ちに生じることはないこと、(ii) 普通株式を対価とする一斉取得条項には下限取得価額が設定されており、一斉取得

条項が行使された場合でも、普通株式に係る希薄化には上限があること、(iii) 発行から 10 年後以降に当行の選択によって行使が可能となる金銭を対価とする取得条項が付与されているため、かかる金銭対価の取得条項が行使される範囲では、C 種優先株式が普通株式に転換されることはなく、普通株式に係る希薄化は生じないこと、(iv) 当行は、着実な内部留保の積み上げを図り、2036 年 12 月 25 日以降、金銭を対価とする C 種優先株式の取得を実施することで、普通株式への転換を極力回避したいと考えていることからすれば、希薄化によって既存株主に生じ得る影響は限定的と評価できる。

② 公募増資による資金調達

当行は S B I ホールディングス株式会社との間で 2019 年 9 月に締結した資本業務提携に基づく S B I グループとの連携は、当行事業運営の基軸戦略としており、割当予定先が S B I グループの中核銀行である株式会社 S B I 新生銀行であることは自己資本比率の維持・向上や財務基盤の強化のみならず、S B I グループとの一層の連携強化が可能となり、当行の企業価値向上に向けた施策の円滑な実施が期待できることから、割当先を主体的に選定できない公募ではなく、第三者割当の方法を採用することが適切であると判断した。

③ 新株予約権を用いた増資又は借入その他の負債による資金調達

新株予約権の発行又は借入その他の負債による資金調達は、バーゼルⅢ国内基準のもとでの自己資本比率の維持・向上という観点からは適切ではない。

(2) 発行条件の相当性

当行は、C 種優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、C 種優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行及び割当予定先から独立した第三者算定機関であり、金融機関による同種の第三者割当における外部算定機関として実績が豊富であり、当行及び割当予定先との利害関係がないマクサス・コーポレートアドバイザーズ株式会社（代表者：森山保、住所：東京都中央区京橋 1-7-1 TODA BUILDING 19 階）（以下「独立算定機関」という。）に C 種優先株式の株式価値の算定を依頼している。独立算定機関は、C 種優先株式の内容のほか、一定の前提（当行の普通株式の配当見込み、ボラティリティ、クレジット・スプレッド等）の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて C 種優先株式の公正価値を算定し、本日付で、当行は C 種優先株式の理論価値に係る株式価値算定書を取得している。

そして、当行は、上記株式価値算定書における前提条件及びその評価手続について不合理な点は特になくことを認識しており、払込金額の決定にあたっては、上記株式価値算定書における C 種優先株式の理論価値のレンジである 1 株あたり 957.1 円～1,023.1 円を参考にしているが、当該株式価値算定書における C 種優先株式の評価に留まらず、これに加えて、当行が現在置かれた事業環境・財務状況及びわが国の金融・経済状況等についても総合的に勘案の上、金 1,000 円を C 種優先株式の 1 株当たりの払込金額とすることを決定した。かかる払込金額は、上記株式価値算定書における理論価値と同水準であり当行としては C 種優先株式の発行条件及び払込金額は公正であると判断している。

■有利発行非該当性

当行としては、上記「■資金調達の必要性及び相当性」2.(2)「発行条件の相当性」に記載のとおり、C種優先株式の払込金額についても合理性が認められると考えており、また、C種優先株式についても、上記の交渉経緯及び当行の置かれた状況等に加えて、独立算定機関による上記株式価値算定書における評価結果等を踏まえても、会社法上、その払込金額（1株当たり1,000円）が割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価格であると判断しているが、非上場株式であるC種優先株式には客観的な市場価格がなく、その価値評価に関しては様々な考え方があり得ることから、その払込金額（1株当たり1,000円）が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として発行することとした。

質疑応答を踏まえ議長が上記決議内容①・②・③・④の提案内容を諮ったところ、大山専務及び浅枝取締役を除く出席取締役4名全員の賛成により原案どおり承認可決された。上記決議の後、決議内容⑤の審議から、大山専務及び浅枝取締役は審議に加わった。

【決議内容⑤：資本金及び資本準備金の額の減少の決定】

為国上席次長より、上記決議内容⑤について、資料に沿って以下のとおり説明がなされた。

加えて、高瀬副部長より、本第三者割当増資の払込みがなされること及び資本金の額の減少については銀行法第5条第3項に基づく当局の認可が得られることを条件として、会社法第447条第3項及び第448条第3項に基づき、以下のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたい旨の提案があり、その概要、目的等について説明がなされた。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

5,000,000,000円

(2) 資本金の額の減少の方法

減少する資本金の額5,000,000,000円（ただし、C種優先株式の発行により同時に増額する資本金の額がこれを下回る場合は、当該額）の全額をその他資本剰余金に振り替える。なお、C種優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本金の額は同日前の資本金の額を下回ることはない。

(3) 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2026年12月25日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

5,000,000,000 円

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額 5,000,000,000 円（ただし、C種優先株式の発行により同時に増額する資本準備金の額がこれを下回る場合は、当該額）の全額をその他資本剰余金に振り替える。なお、C種優先株式の発行と同時に、これにより増額する資本準備金の額を限度として行うものであるため、効力発生日後の資本準備金の額は同日前の資本準備金の額を下回ることはない。

(3) 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2026 年 12 月 25 日

質疑応答を踏まえ議長が決議内容⑤「資本金及び資本準備金の額の減少の決定」の提案内容を諮ったところ全員異議なく了承した。

【決議内容⑥：臨時株主総会及び種類株主総会の基準日設定（基準日公告及び適時開示を含む。）】

為国上席次長より、上記決議内容⑥について、資料に沿って、本株主総会等において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026 年 10 月 31 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会等において議決権を行使することができる株主とすること及び本日、電子公告により基準日の公告を行い、あわせて適時開示を行うことについて説明がなされた。

質疑応答を踏まえ議長が上記決議内容⑥の提案内容を諮ったところ全員異議なく了承した。

【決議内容⑦：ロスカットの方向性の決定】

【決議内容⑧：予算計画の見直し】

【決議内容⑨：中期経営計画（KGI）の見直しの決定及び 2027 年 3 月期通期業績予想の修正】

高瀬副部長、福田副部長、三成上席副長より、上記決議内容⑦・⑧・⑨について、資料に沿って説明がなされた。

質疑応答を踏まえ議長が上記決議内容⑦・⑧・⑨の提案内容を諮ったところ全員異議なく了承した。

【決議内容⑩：役員報酬の減額の決定】

(※2) なお、本議案のうち、上記決議内容⑩については、鈴木会長及び長岡頭取が特別の利害関係を有する取締役該当することから、鈴木会長から大山専務に議長が交代し、鈴木会長及び長岡頭取は審議及び決議には加わらなかった。

高瀬副部長より、上記決議内容⑩について、資料に沿って説明がなされた。
なお、議長は、役員報酬の減額の対象となる鈴木会長及び長岡頭取から、審議に先立ち、本件の減額に同意する旨の意思表示があったことを確認した。

質疑応答を踏まえ議長が提案内容を諮ったところ、鈴木会長及び長岡頭取を除く出席取締役4名全員の賛成により原案どおり承認可決された。

上記決議内容⑩の決議後、決議内容⑪の審議から、鈴木会長及び長岡頭取が審議に加わり、再度、大山専務から鈴木会長に議長が交代した。

【決議内容⑪：適時開示（基準日設定除く）と臨時報告書の提出・開示の決定】

為国上席次長より、上記決議内容⑪について、資料に沿って説明がなされた。

質疑応答を踏まえ議長が提案内容を諮ったところ全員異議なく了承した。

第2号議案 （省略）
（省略）

上記議事の経過及び結果を明確にするため、本議事録を作成し、議長ならびに出席取締役、出席監査役一同以下に記名押印する。

2026 年 10 月 16 日

松江市朝日町 484 番地 19

株式会社 島 根 銀 行

議長 代表取締役会長

鈴 木 良 夫

代表取締役頭取

長 岡 一 彦

専務取締役

大 山 浩

常務取締役

野 津 一 人

取 締 役

名 越 昇

取 締 役

浅 枝 芳 隆

常勤監査役

片 寄 直 樹

監 査 役

周 藤 智 之

監 査 役

市 川 亨

監 査 役

岡 崎 真由子

株式会社島根銀行
C種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類 株式会社島根銀行C種優先株式（以下「C種優先株式」という。）
2. 募集株式の数 10,000,000株
3. 募集株式の払込金額 1株につき1,000円（総額金100億円）
4. 増加する資本金の額 1株につき500円（総額金50億円）
5. 増加する資本準備金の額 1株につき500円（総額金50億円）
6. 発行方法 第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
 - ・株式会社SBI新生銀行 10,000,000株
7. 申込期日 2026年12月24日
8. 払込期日 2026年12月25日
9. C種優先配当金
 - (1) C種優先配当金

当銀行は、定款第44条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたC種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当年率（以下「C種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、C種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数につき1年を365日とする日割計算により算出した額とする。）の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。以下「C種優先配当金」という。）の配当をする。

また、当該基準日の属する事業年度においてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して定款第11条の24に定めるC種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

なお、C種優先配当金に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者が権利を有するC種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、小数第1位を切り上げる。

(2) C種優先配当年率

$$\text{C種優先配当年率} = \text{日本円TIBOR（12ヶ月物）} + 1.00\%$$

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、C種優先配当年率は8%とする。また、上記の算出の結果が1.00%を下回る場合には、C種優先配当年率は1.00%とする。なお、C種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、払込期日が属する事業年度については2026年10月16日、それ以降に開始する事業年度については毎年の4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「C種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、C種優先配当年率決定日において、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

上記の定めにかかわらず、普通株式への中間配当金及び期末配当金の合計がゼロとなる事業年度においては、C種優先配当年率は日本円TIBOR（12ヶ月物）とする（ただし、日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、上記と同様、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。）。また、日本円TIBOR（12ヶ月物）（日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合、東京イ

ンターバンク市場における 12 ヶ月物の円資金貸借取引のオフアード・レートとして合理的に決定される利率) が 0%を下回る場合、C 種配当年率は 0%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において、C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対しては、C 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

10. C 種優先中間配当金

当銀行は、定款第 46 条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C 種優先株式 1 株につき、C 種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下「C 種優先中間配当金」という。）を支払う。

11. 残余財産の分配

(1) 当銀行は、残余財産を分配するときは、C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、C 種優先株式 1 株につき、C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記 (3) に定める経過 C 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対しては、上記 (1) のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 経過 C 種優先配当金相当額

C 種優先株式 1 株当たりの経過 C 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に C 種優先配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者に対して C 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。なお、C 種優先株式 1 株当たりの経過 C 種優先配当金相当額に、C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者が権利を有する C 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、小数第 1 位を切り上げる。

12. 議決権

C 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

13. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

C 種優先株主は、下記 (2) に定める取得を請求することのできる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当銀行に対し、自己の有する C 種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、C 種優先株主がかかる取得の請求をした C 種優先株式を取得するのと引換えに、下記 (3) に定める財産を C 種優先株主に対して交付する。ただし、C 種優先株主は、当銀行に対して本条の取得請求権の行使の意向を事前に通知し、かかる事前通知を行った日から 6 ヶ月を経過したときは、取得請求期間中に本項の請求をすることができるものとする。

(2) 取得を請求することのできる期間

取得請求期間は、2031 年 12 月 25 日から 2041 年 12 月 24 日までとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、C 種優先株式の取得と引換えに、C 種優先株主が取得の請求をした C 種優先株式数に 1,000 円（ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 (4) ないし (8) に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、会社法第 167 条第 3 項に従ってこれを取り扱う。

(4) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下「当初取得価額決定日」という。）における当銀行の普通株式1株当たり時価（以下「普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）が下記（6）に定める上限取得価額を上回る場合は、当初取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）が下記（7）に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。

(5) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日及び10月1日（以下「取得価額修正日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下「普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）」という。）に修正される（以下「修正後取得価額」という。）。ただし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が下記（6）に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が下記（7）に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。

(6) 上限取得価額

上限取得価額は、2026年10月16日の前取引日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）に1.2を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。また下記（8）による調整を受ける。）である610円とする。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は、2026年10月16日の前取引日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）に0.8を乗じた額（円位未満切上げ。また下記（8）による調整を受ける。）である407円とする。

(8) 取得価額の調整

イ. C種優先株式の発行後、下記（i）ないし（v）のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額及び上限取得価額を含む。以下同じ。）を以下に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する。（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{交付普通} & \times & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{株式数} & & \text{払込金額} \\ & & \text{既発行} & + & & \\ & & \text{普通株式数} & & & \text{1株当たりの時価} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \\ \text{取得価額} & & \text{取得価額} & & & \end{array}$$

（i）取得価額調整式に使用する時価（下記ハ、に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本（8）において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）

（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

（ii）株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ. に定義する。以下本（iii）、下記（iv）ならびに下記ハ.（iv）において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行又は処分する場合（株式無償割当て及び新株予約権無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当て又は新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ. に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本（iv）による調整は行わない。

- (v) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.（i）ないし（v）に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ. （i）取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本（8）に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当銀行の発行済株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に上記イ. 又はロ. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.（i）の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.（ii）及び（v）の場合には0円、上記イ.（iii）ないし（iv）の場合には価額とする。

ニ. 上記イ. (iii) ないし (iv) 及び上記ハ. (iv) において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ. (iv) において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ. (iii) に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ. (i) ないし (iii) において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ. (i) ないし (iii) の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ. 第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第15項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下本(9)において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

株式会社島根銀行 人事財務グループ

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

14. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、2036年12月25日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、C種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産をC種優先株主に対して交付するものとする。なお、C種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株式1株につき、C種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過C種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第11項(3)に定める経過C種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過C種優先配当金相当額を計算する。

15. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、2041年12月25日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていないC種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるC種優先株式を取得するのと引換えに、各C種優先株主に対し、その有するC種優先株式数にC種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉

取得価額」という。) で除した数の普通株式を交付するものとする。C 種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取り扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ 5 連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切り捨てる。)に相当する金額とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第 13 項(6)に定める上限取得価額を上回る場合は、一斉取得価額は上限取得価額とし、一斉取得価額が第 13 項(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

16. 種類株主総会

当銀行が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、C 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

17. 譲渡制限

C 種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。

18. 優先順位

A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払 順位は同順位とする。

19. 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式及び C 種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

20. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当銀行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

21. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

以 上

第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 （条文省略） 第 2 章 株式 （発行可能株式総数・発行可能種類株式総数） 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>3,740 万株</u>とする。 2. 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式 <u>3,740 万株</u>、A 種優先株式 1,860 万株、B 種優先株式 1,860 万株とする。 第 7 条～第 11 条の 22 （条文省略） （優先順位） <u>第 11 条の 23 A 種優先株式および B 種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u> ＜新設＞ ＜新設＞	第 1 章 総則 第 1 条～第 5 条 （現行どおり） 第 2 章 株式 （発行可能株式総数・発行可能種類株式総数） 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、<u>6,000 万株</u>とする。 2. 当銀行の発行可能種類株式総数は普通株式 <u>6,000 万株</u>、A 種優先株式 1,860 万株、B 種優先株式 1,860 万株、<u>C 種優先株式 1,860 万株</u>とする。 第 7 条～第 11 条の 22 （現行どおり） 削除 <u>第 2 章の 4 C 種優先株式</u> <u>(C 種優先配当金)</u> <u>第 11 条の 23 当銀行は、第 44 条に定める剰余金の配当を行うときは、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された C 種優先株式を有する株主（以下「C 種優先株主」という。）または C 種優先株式の登録株式質権者（以下「C 種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C 種優先株式 1 株につき、C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、第 2 項に定める配当年率（以下</u>
---	---

「C 種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、C 種優先株式の払込期日の属する事業年度においては、当該払込期日（同日を含む。）から当該基準日（同日を含む。）までの日数につき 1 年を 365 日とする日割計算により算出した額とする。）の金銭（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。以下「C 種優先配当金」という。）の配当をする。

また、当該基準日の属する事業年度において C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対して第 11 条の 24 に定める C 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

なお、C 種優先配当金に、C 種優先株主又は C 種優先登録株式質権者が権利を有する C 種優先株式の数に乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、小数第 1 位を切り上げる。

2. C 種優先配当年率は、日本円 TIBOR（12 ヶ月物）に 1.00%を加えた年率とする。ただし、当該算出の結果が 8%を超える場合には、C 種優先配当年率は 8%とする。また、上記の算出の結果が 1.00%を下回る場合には、C 種優先配当年率は 1.00%とする。なお、C 種優先配当年率は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

本項において「日本円 TIBOR（12 ヶ月物）」とは、払込期日が属する事業年度については 2026 年 10 月 16 日、それ以降に開始する事業年度については毎年の 4 月 1 日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「C 種優先配当年率決定日」という。）の午前 11 時における日本円 12 ヶ月物トーキョー・インターバンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円 TIBOR（12 ヶ月物）が公表されていない場合は、C 種優先配当年率決定日において、東京インターバンク市場における 12 ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を、日本円 TIBOR（12 ヶ月物）に代えて用いるものとする。

上記の定めにかかわらず、普通株式への中間配当金および期末配当金の合計がゼロとなる事業年度においては、C 種優先配当年率は日本円 TIBOR（12 ヶ月物）とする（ただし、日本円

	<u>TIBOR（12 ヶ月物）が公表されていない場合は、上記と同様、東京インターバンク市場における 12 ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率を、日本円 TIBOR（12 ヶ月物）に代えて用いるものとする。また、日本円 TIBOR（12 ヶ月物）（日本円 TIBOR（12 ヶ月物）が公表されていない場合、東京インターバンク市場における 12 ヶ月物の円資金貸借取引のオファード・レートとして合理的に決定される利率）が 0%を下回る場合、C 種優先配当年率は 0%とする。）。</u>
<新設>	<u>（C 種優先中間配当金）</u> <u>第 11 条の 24 当銀行は、第 46 条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対して、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C 種優先株式 1 株につき、C 種優先配当金の額の 2 分の 1 を上限とする金銭（以下「C 種優先中間配当金」という。）を支払う。</u>
<新設>	<u>（非累積条項）</u> <u>第 11 条の 25 ある事業年度において、C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が C 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u>
<新設>	<u>（非参加条項）</u> <u>第 11 条の 26 C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対しては C 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロもしくは第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u>
<新設>	<u>（残余財産の分配）</u>

	<u>第 11 条の 27 当銀行は、残余財産を分配するときは、C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、C 種優先株式 1 株につき、C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に第 3 項に定める経過 C 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。</u> <u>2. C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配を行わない。</u> <u>3. C 種優先株式 1 株当たりの経過 C 種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に C 種優先配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者に対して C 種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。なお、C 種優先株式 1 株当たりの経過 C 種優先配当金相当額に、C 種優先株主または C 種優先登録株式質権者が権利を有する C 種優先株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、小数第 1 位を切り上げる。</u>
<新設>	<u>（議決権）</u> <u>第 11 条の 28 C 種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。</u>
<新設>	<u>（種類株主総会）</u> <u>第 11 条の 29 当銀行が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、C 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>
<新設>	<u>（株式の分割または併合および株式無償割当て）</u> <u>第 11 条の 30 当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式、A 種優先株式、B 種優先株式および C 種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u>

<新設>

2. 当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式およびC種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の31 C種優先株主は、第2項に定める取得を請求することのできる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当銀行に対し、自己の有するC種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、C種優先株主がかかる取得の請求をしたC種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産をC種優先株主に対して交付する。ただし、C種優先株主は、当銀行に対して本条の取得請求権の行使の意向を事前に通知し、かかる事前通知を行った日から6ヶ月を経過したときは、取得請求期間中に本項の請求をすることができるものとする。

2. 取得請求期間は、2031年12月25日から2041年12月24日までとする。

3. 当銀行は、C種優先株式の取得と引換えに、C種優先株主が取得の請求をしたC種優先株式数に1,000円（ただし、C種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を第4項ないし第8項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、C種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

4. 当初取得価額は、取得請求期間の初日（以下「当初取得価額決定日」という。）における当銀行の普通株式1株当たり時価（以下「普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）」という。）とする。ただし、普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）が第6項に定める上限取得価額を上回る場合は、当初取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（当初取得価額決定日）とは、当初取得価額決定日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引

所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。

5. 取得価額は、取得請求期間の毎年4月1日および10月1日（以下「取得価額修正日」という。）における普通株式1株当たり時価（以下「普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）」という。）に修正される（以下「修正後取得価額」という。）。ただし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が第6項に定める上限取得価額を上回る場合は、修正後取得価額は上限取得価額とし、普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）が第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。

普通株式1株当たり時価（取得価額修正日）とは、取得価額修正日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）とする。

6. 上限取得価額は、2026年10月16日の前取引日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）に1.2を乗じた金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。また第8項による調整を受ける。）である610円とする。

7. 下限取得価額は、2026年10月16日の前取引日までの直近1ヶ月間における株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）に0.8を乗じた額（円位未満切上げ。また第8項による調整を受ける。）である407円とする。

8. (1) C種優先株式の発行後、下記イないしホのいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額および上限取得価額を含む。以下同じ。）を以下に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算について

は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

イ 取得価額調整式に使用する時価（3号イに定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（株式無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

ロ 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

ハ 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（4号に定義する。以下ハ、ニならびに3号ニにおいて同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行または処分する場合（株式無償割当ておよび新株予約権無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（株式無償割当てもしくは新株予約権無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または当該基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

二 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。ただし、当該取得条項付株式等について既にハによる取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（５号に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、二による調整は行わない。

ホ 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

(2) 前号イないしホに掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

(3) イ 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本項に準じて調整する。

ロ 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

ハ 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日の当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の当銀行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に、当該取得価額の調整の前に1号または2号に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

ニ 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、1号イの場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、1号ロおよびホの場合には0円、1号ハないし二の場合には価額とする。

(4) 1号ハないし二および前号ニにおいて「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込

みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

（5）1号ニにおいて「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、3号ハに従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

（6）1号イないしハにおいて、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、1号イないしハの規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

（7）取得価額調整式により算出された1号柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。）を使用する。

9. 第4項ないし第8項に定める取得価額（第11条の33第2項に定める一斉取得価額を含む。以下本項において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

10. 取得請求受付場所

株式会社島根銀行 人事財務グループ

11. 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が前項に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(金銭を対価とする取得条項)

第 11 条の 32 当銀行は、2036 年 12 月 25 日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、C 種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当銀行は、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとし、かかる C 種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を C 種優先株主に対して交付するものとする。なお、C 種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

2. 当銀行は、C 種優先株式の取得と引換えに、C 種優先株式 1 株につき、C 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過 C 種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本項においては、第 11 条の 27 第 3 項に定める経過 C 種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過 C 種優先配当金相当額を計算する。

(普通株式を対価とする取得条項)

第 11 条の 33 当銀行は、2041 年 12 月 25 日（以下「一斉取得日」
という。）をもって、一斉取得日までに当銀行に取得されていな
い C 種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かか
る C 種優先株式を取得するのと引換えに、各 C 種優先株主に対
し、その有する C 種優先株式数に C 種優先株式 1 株当たりの払
込金額相当額（ただし、C 種優先株式につき、株式の分割、株
式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場
合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める一斉取
得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。C 種優先
株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に 1 株に満たな
い端数がある場合には、会社法第 234 条に従ってこれを取扱
う。

	<u>2. 一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ5連続取引日の株式会社東京証券取引所における当銀行の普通株式の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に相当する金額とする。</u> <u>ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が第11条の31第6項に定める上限取得価額を上回る場合は、一斉取得価額は上限取得価額とし、一斉取得価額が同条第7項に定める下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。</u> <u>（譲渡制限）</u> <u>第11条の34 C種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。</u> <u>（優先順位）</u> <u>第11条の35 A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u>
--	--